

第二章 古代郷土の夜明け

第一節 記紀などにみる郷土

天皇遠征説話と 大和政権が九州の諸豪族を服属させていく様子は『日本書紀』の中にも天皇遠征説話と郷土の豪族 いう形で描かれている。景行天皇十二年九月条で豊国にかかわる部分を要約してみると、

同年天皇が周防国に到着したときに多臣の祖武諸木・国前臣の祖菟名手・物部君の祖夏花という使者を偵察に出すが、

・神夏磯媛かみなつそひめという北九州の女酋が(天皇の使者が来ると聞いて)船上の賢木さかきに神宝の太刀・鏡・玉をつけ船の舳先に白旗を立てて服従を申し入れてくる。

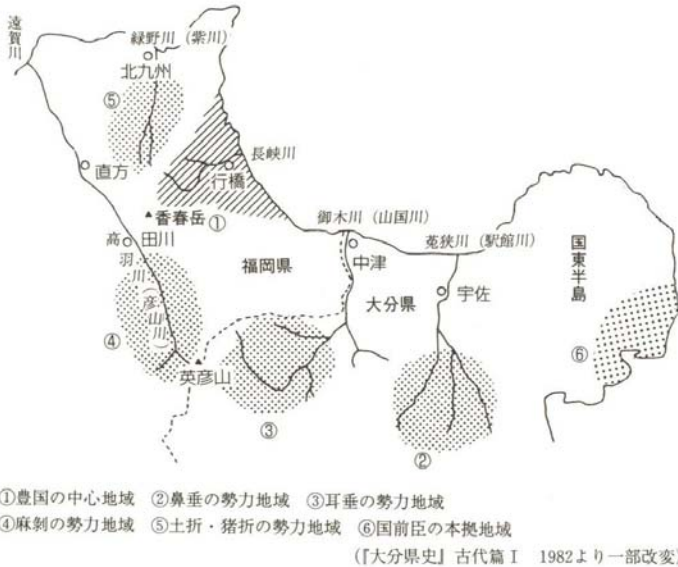
・そのとき皇命に従わないといっている者を急いで征伐してほしいといつて菟狭うさの(宇佐)川上かわかみ(駅館川の上流)の山谷で君主の名をかたる鼻垂はなたり、御木川みけ(山国川)の川上に住んでしばしば人民から掠奪する耳垂みみたら、高羽たかはの川上ひこみ(彦山川の上流か)でひそかに徒党を組む麻剝あさはぎ、緑野みどりの川上の(紫川)の險阻な土地にかくれ住む土折つちせり・

第3編 古 代 (奈良・平安時代)

猪折^{いかり}などの名をあげる。

・そこで武諸木^{たけもろき}等は計略をもつて麻剝^{あしむき}らをしてごとく捕らえて殺す。そして天皇は九州へ上陸し、豊^よの長峽^{ながのあがた}県^{かみ}に行宮^{かりみや}を建てて滞^{とど}在^ましたので、そこを「京^{みやこ}」と名付けた。

という内容であり、このときの征伐は九州のほかの地方にも及んでおり、さまざまな形で各地の豪族を服従させていく様子が述べられている。このような説話は正確に事実を記述したものは考えられてはいないが、しかし「畿内大和に発生した王権は四、五世紀を通じて列島各地の政治勢力を統属下におくようになり、五世紀末のワカタケル大王（雄略天皇）のころには、大和政権の版図^{へんぶ}は西は中部九州から東は関東まで及んでいた」（新版「古代の日本」①古代史総論、鎌田元一、角川書店）と考えられ、豊前・豊後地方はもとより九州各地の豪族が古墳時代中期に相当するこの時期に次々



第1図 豊国の豪族分布図

と大和政権の傘下に組み入れられたことは確かであり、説話も大筋ではこのことを示唆するものである。(第1図参照)。

「長峡県」と「京」

『日本書紀』はまた「天皇、遂に筑紫に幸して、豊前國の長峡縣に到りて、行宮を興てて居します。故、其の處を號けて京と曰ふ。」(景行天皇十二年

九月条)として、景行天皇が九州遠征の第一歩として行橋市延永と考えられる長峡県に仮の宮殿を建てて滞在したため、そこを「京」と名付けたとして、京都郡名の起源を述べている。県は大和政権の傘下に入った地方の豪族が県主に任命された際、自らの支配地の一部を割いて朝廷に献上したものであるが、県制は五世紀後半をさかのぼらない時期に成立したとされている。五世紀後半のこの地方をみた場合、この長峡県とは地理的に近く、しかも豊国では最大の古墳である御所山古墳(前方後円墳、五世紀後半、苅田町与原)が築造されているが、被葬者はこの地方でも最大の勢力を誇る豪族であったと考えられる。長峡県の設置時期とこの豪族の活動時期が近接して注目される。

豊国の名のおこり

豊国の名の起源について『豊後國風土記』には次のような説話がみられる。景行天皇が九州を巡幸する際に豊国直等の祖菟名手は天皇に随行してその先駆を務める。中

臣村(現行橋市草場)に比定する意見がある)に往き着いたときに日が暮れて宿泊するが、明るる日の朝になって次のような瑞兆をみる。

「忽ちに白き鳥あり、北より飛び来たりて、この村に翔り集ひき。菟名手、即て僕者に勸せて、其の鳥を看しむるに、鳥、餅と化為り、片時が間に、更、芋草数千許株と化りき。花と葉と、冬も栄えき。」

そこで菟名手は「化生りし芋は、未曾より見しことあらず。実に至徳の感、乾坤の瑞なり」といつて、奏聞したところ、天皇は歎喜して菟名手に勅して「天の瑞物、地の豊草なり。汝が治むる国は豊国と謂ふべし」といわれて、重ねて豊国直の姓を与え、そこでその治める国を豊国ということになったというのである。

豊国の名の起源についての説話であるが、菟名手に直が与えられたとする記事は検討を要するけれども、直という姓はその成立が五、六世紀のころと考えられていて、このころ国造の地位を認められた地方豪族に一律に与えられたものであらうとされる。

菟名手の子孫はその後も豊国の国造として勢力をふるつたと考えられる。

筑紫君磐井 古代国家の形成期ともいわれる古墳時代後期初頭の継体二十一年(五二七)、筑紫君磐井は

と豊の豪族

大和政権が新羅に蚕食された任那の失地回復のために派兵する近江毛野臣率いる六万の軍を

さえぎり、肥(熊本県辺り)・豊(福岡県北東部)の豪族を勢力下に置いて乱を起こした。新羅は磐井に賄賂を贈り渡海軍の阻止を依頼していたという。天皇はこれを鎮圧するために物部麁鹿火を征討將軍として九州に向かわせるが、戦いは二年にわたり、翌二十二年(五二八)に御井郡(久留米付近)の決戦後、筑紫君磐井を切つてこの反乱は終わりを遂げたという。しかし『筑後風土記』逸文では、磐井は上膳県(上毛郡)に逃れて「南の山の峻しき嶺の曲に終せき」とあり、食い違いをみせているが、勢力下にある「豊」の豪族を頼りに遁走して来て姿を隠すことは考えられないことではない。この筑紫君磐井の本拠地である筑後との関係がとりざたされている古墳に御所山古墳(舟田町与原、前方後円墳、五世紀後半)がある。主体部の石室には

石障が設けられ、いわゆる肥後型と呼ばれる石室構造であり、被葬者は当時「豊国」の屈指の大首長であろうが、乱にさかのぼる五世紀後半ごろには既に筑後文化圏との交渉があったのであろう。

磐井の乱のあった六世紀前半の大型古墳としては扇八幡古墳（勝山町箕田、前方後円墳）がある。全長五三メートル、後円部の高さ七メートルで周濠がめぐるが、被葬者はこのころの豊国の大首長であったと考えられる。

屯倉の設置と 磐井の乱の鎮圧後の大和政権による地方支配は一層強化されていく。安閑二年（五三五）

豊の豪族

の屯倉の設置もその一つである。それは大和政権が一定範囲の土地を排他的に占有するものであるが、関東から九州にかけて二六か所に設置され、そのうち九州では筑紫国二、豊国五、火国一となっている。具体的にその屯倉をみると次のとおりである。

筑紫国 穂波屯倉（福岡県嘉穂郡穂波町・桂川町等 旧穂波郡）

鎌 屯倉（福岡県嘉穂郡 旧嘉麻郡）

豊 国 膝崎屯倉（福岡県北九州市門司区 旧企救郡）

大抜屯倉（福岡県北九州市小倉南区貫 旧企救郡）

肝等屯倉（福岡県京都郡苅田町等 旧京都郡）

我鹿屯倉（福岡県田川郡赤村 旧田河郡）

桑原屯倉（福岡県築上郡築城町 旧築城郡）

火 国 春日部屯倉（熊本県熊本市国府付近 旧託麻郡）

以上のように豊国の五屯倉の設置は異常ともいえる数であるが、筑紫君磐井の反乱の際には豊国の豪族も

盟主であったとされる磐井に加担したとされており、これら豪族の勢力に対する抑圧と交通路の分断、更には折からの朝鮮半島情勢の緊迫化に対処するための軍事的基地の確保も考慮してのことであろう。

第二節 古代山城の築造

九州北部や中国・近畿地方の瀬戸内海沿岸の丘陵部には、石塁や土塁を伴う古代の遺跡が点在している。これらの遺跡は神籠石（かごいし）と呼ばれ、築造時期や性格などについて明治以降盛んに議論されてきたが、近年になって朝鮮式山城との比較研究を通して、この種の遺跡が古代の山城であることが判明してきた。現在ではこれらは神籠石系山城・朝鮮式山城・奈良時代山城に区分されている（第2図）。

西日本の古代山城

現在確認されている神籠石や文献に残る西日本の古代の山城は二〇か所を超えて



第2図 西日本の古代山城分布図